

<前回：創造論とギリシャ哲学>

- ・「ユダヤ思想 → キリスト教思想」：聖書（旧約）とギリシャ哲学
- ・ヘレニズムとヘブライズム、存在論と聖書の最初の本格的な接点としてのヘレニズム・ユダヤ教、そのキリスト教への影響
- ・宇宙論的問題の地平における相互関係→対話と論争の可能性（自然神学）
- ・ユダヤ教とキリスト教との関係：ユダヤ教はキリスト教の母体である。
 - キリスト教への多層的・多面的な影響
 - 聖書とギリシャ哲学との関連づけというキリスト教教父の課題の先駆者

(1) 在りて在る者

1. 「3:14 神はモーセに、「わたしはある。わたしはあるという者だ」と言われ、また、「イスラエルの人々にこう言うがよい。『わたしはある』という方がわたしをあなたたちに遣わされたのだと。」15 神は、更に続けてモーセに命じられた。「イスラエルの人々にこう言うがよい。あなたたちの先祖の神、アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神である主がわたしをあなたたちのもとに遣わされた。これこそ、とこしえにわたしの名／これこそ、世々にわたしの呼び名。」（出エジプト）

2. 山田晶『在りて在る者』創文社、1979年。

3. LXX：ト・オンではなく、ホ・オン

4. 創造の知恵、あるいは知恵による創造

- ・世界に内在する法則性への信頼→神への信頼＝「神への畏れ」

知恵思想は創造論を前提とし、それを展開する内容をもっている。この点は、下に引用した箴言8章において、神が天地創造に先だって、最初に「知恵」を創造した。

(2) 無からの創造

5. ヘレニズム世界への展開 → ヘレニズム文化との交渉・論争

論争の場としてのコスモロジー

プラトンの世界創世論（『ティマイオス』）

デミウルゴス、イデア界、素材、善

6. 神・創造の善性と神の絶対性の強調：救済の確実性

→ 神は何ものにも依存せずに世界を善なるものとして創造した

→ 神のみが世界を支配する

7. 「無からの創造」(creatio ex nihilo)の帰結

(1)悪の問題のアポリア (2)世界の合理的秩序とその理解可能性

cf. プラトン主義の二世界論、グノーシス主義、マニ教

(3) フィロン／アウグスティヌス

(a) アレクサンドリアのフィロン (BC.25-AD.45/50)

8. 二段階創造論：『世界の創造』（教文館）

第一創造物語→可知的人間（人間のイデア）／第二創造物語→可感的人間（土の塵）

神の像

↓

キリスト教におけるプラトニズムの受容、聖書のアレゴリカルな解釈の影響。

アウグスティヌスによる創世記注解

9. フィロンのロゴス論

自然法則と道徳法則としてのロゴス。

(b) アウグスティヌス(354-430)

10. 『創世記逐語註解』(『アウグスティヌス著作集16』教文館)

「この創造の二つの段階は、時間的区別ではないことである。」(368)

「創造という考えの根本にあるのは、被造物の創造者に対する関係の、絶対依存的性格である。しかもその依存は外的である。」(370)

「アウグスティヌスも二つのテキストの顕著な相違に気づいている。」「アウグスティヌスはこの箇所を創造についての繰り返しの言葉とは考えず、ここまで暗示的に示してきた創造の二つの異なった時限についての彼の説、つまり創二・三までは原因的理拠の創造について述べているのに対し、二・四以降はこの理拠に基づく具体的事物の創造、展開と述べているとする考えを聖書の言葉に対応させてより詳細に開陳する。」(382-383)

11. 『告白』(山田晶責任編集『アウグスティヌス』中央公論社)

第11巻、12巻：言葉・知恵による創造／時間の創造／無からの創造

(4) 芦名定道「現代思想と〈神〉の問いーティリッヒからジジェクまでー」

(理想社『理想』No.688、2012年、40-52頁)

2. 契約思想の射程

(1) 聖書の根本思想としての「契約」とその射程

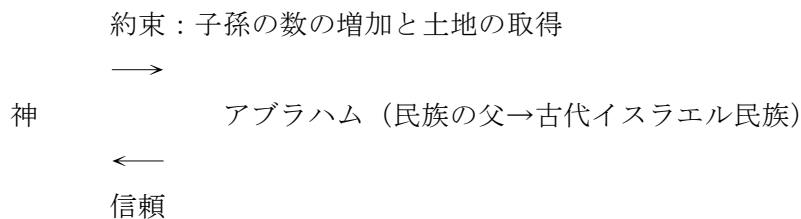
1. 「神ー人間(共同体・民族→個人)」の関係＝契約関係、人格関係における神(人格神)

・契約から創造へ：契約をめぐる思想は、旧約聖書の思想的核心を構成するものであり、創造論も契約思想に基づくものとして解釈することができる(フォン・ラート)。

旧約聖書の記述の順序で言えば、創造から契約へと物語は展開しているが、思想形成の順序では、契約から創造への展開を指摘することができる(聖書学の成果)。

2. 契約の構造：「約束ー信頼」 → 責任性・違反への罰則・人格的な関係

アブラハムと神(主＝ヤハウェ)との契約(アブラハム契約)は、旧約聖書の契約思想の原型と言えるものであるが、それは次のような構造になっている。



3. 古代イスラエル宗教は典型的な民族宗教である。

神は民族の反映を約束し、民族はこの神への信頼において統一される。神と人間との契約関係は、人間相互の関係の基本型であって、契約は古代イスラエルの基盤をなす。

4. 十戒(出エジプト 20.1-17) → 「契約の書」(20-23)

宗教法(神と人間)から一般法(人間相互)へ

偶像の禁止・祭壇建設の規定：20.23-26

奴隸法：21.1-11

死刑法：21.12-17

傷害法：21.18-36

財産法：22.1-17

社会法：22.21-27 訴訟法：23.1-9

安息年・日、三度の祭りの規定(23.10-19)

5. 旧約聖書における契約の意義＝共同体の形成原理
6. アブラハム契約とシナイ契約という二つの形 cf.ノア契約
「わたしーあなた」という関係での契約 → 存在論的な議論ではない

<創世記15章>

- 1 これらのことの後で、主の言葉が幻の中でアブラムに臨んだ。「恐れるな、アブラムよ。わたしはあなたの盾である。あなたの受ける報いは非常に大きいであろう。」
- 5 主は彼を外に連れ出して言われた。「天を仰いで、星を数えることができるなら、数えてみるがよい。」そして言われた。「あなたの子孫はこのようになる。」
- 6 アブラムは主を信じた。主はそれを彼の義と認められた。
- 17 日が沈み、暗闇に覆われたころ、突然、煙を吐く炉と燃える松明が二つに裂かれた動物の間を通り過ぎた。
- 18 その日、主はアブラムと契約を結んで言われた。「あなたの子孫にこの土地を与える。エジプトの川から大河ユーフラテスに至るまで、

<十戒：出エジプト>

- 「1 神はこれらすべての言葉を告げられた。
- 2 「わたしは主、あなたの神、あなたをエジプトの国、奴隷の家から導き出した神である。
- 3 あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない。
- 4 あなたはいかなる像も造ってはならない。上は天にあり、下は地にあり、また地の下の水の中にある、いかなるものの形も造ってはならない。
- 5 あなたはそれらに向かってひれ伏したり、それらに仕えたりしてはならない。わたしは主、あなたの神。わたしは熱情の神である。わたしを否む者には、父祖の罪を子孫に三代、四代までも問うが、
- 6 わたしを愛し、わたしの戒めを守る者には、幾千代にも及ぶ慈しみを与える。
- 7 あなたの神、主の名をみだりに唱えてはならない。みだりにその名を唱える者を主は罰せずにはおかない。
- 8 安息日を心に留め、これを聖別せよ。
- 9 六日の間働いて、何であれあなたの仕事をし、
- 10 七日目は、あなたの神、主の安息日であるから、いかなる仕事もしてはならない。あなたも、息子も、娘も、男女の奴隷も、家畜も、あなたの町の門の中に寄留する人々も同様である。
- 11 六日の間に主は天と地と海とそこにあるすべてのものを造り、七日目に休まれたから、主は安息日を祝福して聖別されたのである。
- 12 あなたの父母を敬え。そうすればあなたは、あなたの神、主が与えられる土地に長く生きることができる。
- 13 殺してはならない。
- 14 姦淫してはならない。
- 15 盗んではならない。

16 隣人に関して偽証してはならない。

20:17 隣人の家を欲してはならない。隣人の妻、男女の奴隷、牛、ろばなど隣人のものを一切欲してはならない。」

<参考文献>

1. M.ノート 『イスラエル史』日本基督教団出版局。
2. 船水衛司「契約」『聖書学講座 第二巻』日本基督教団出版局、27～66頁。
3. G・フォン・ラート 『旧約聖書神学 I・II』日本基督教団出版局。
4. 芦名定道 『宗教学のエッセンス』北樹出版。
5. 並木浩一 『並木浩一著作集 3 旧約聖書の水脈』日本キリスト教団出版局。
「古代イスラエルにおける契約思想」

(2) 社会契約説の系譜

1. アリストテレスの正義論（徳論的正義論）『ニコマコス倫理学』第5巻

全般的正義／特殊的正義

配分的正義／矯正的正義／交換的正義

「名誉や財貨など国家の成員において分けられるもの」の配分、当事者間に「価値に応じて」成立する比と配分された事物の間に成立する比は同一である場合、正しい配分が行われたことになる。過多と過少の間の中庸。

2. 自然法、自然権（とくに所有権） cf. 教会法

近代哲学における伝統的な正義論の根拠付けへの批判

ジョルジョ・アガンベン『いと高き貧しさ——修道院規則と生の形式』

みすず書房。

3. ホブズ（『リヴァイアサン』）、ロック（『統治論』）、ルソー（『人間不平等起源論』）

・自然状態という仮説：自己中心的欲求という人間本性→各人对各人の全面的な戦争状態
平和のための権利（自然権）の放棄としての契約（contract）、事態にとっての平等な条件での自由の制限＝主権者への譲渡 → 責務あるいは義務

・自然権、所有権（ロック）、分権論（権力間の相互的制限）

・平等な自然状態→各人の全面譲渡による共同体形成（社会契約）、一つの精神的で集合的な共同体の成立、一般意志と公共の利益（＝共同体の保存）

4. 功利主義と規範主義（カント主義、義務論的正義論）

論理と定義の真理だけに基づいて実質的な正義論を展開することは不可能、道德の諸概念やアプリアリなもの分析は、正義論の基礎としては弱い。

正義概念の合理的な導出に加えて、現実の状況（経験）において、その原理を受け入れるべきことを示さねばならない。この意味での根拠付けが問われることになる。

社会契約説

功利主義

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・正義の至上性についての確信は健全 | この確信はせいぜい社会的に有用なだけ |
| ・正しさの構想が善の構想に優先 | |
| ・正義の原理は原初的な合意の対象 | 一人一人の選択原理を社会まで拡張 |

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| ・ 目的論的ではない | 目的論的な理論 |
| ・ 正義の諸原理によって規制された互恵的な利益のための協同作業が社会 | 満足を最大化するために社会的資源を効率的に管理する営みが社会 |

社会に帰属するすべての諸個人の満足を集計した純残高が最大になるよう、主要な社会制度が編成されている場合に、当該社会は正義にかなっている

正しさや正義から独立に望ましさや善を規定し、その善の最大化を目標とする目的論的な理論、最大化された満足の総和が各人にどのように配分されるのが正しいかは問題にならない、満足の最大化は個人にとっては合理的な選択原理かも知れないが功利主義はこの原理を社会にまで拡大適用してしまう

功利主義は個人間の差異を真剣に受け止めようとしない

(3) ロールズの正義論・社会契約論

・ Justice as Fairness / Formal Justice, Veil of ignorance

・ Two Principles of Justice : The first statement of the two principles reads as follows.

First: each person is to have an equal right to the most extensive basic liberty compatible with a similar liberty for others.

Second: social and economic inequalities are to be arranged so that they are both (a) reasonably expected to be to everyone's advantage, and (b) attached to positions and offices open to all. (60)

(1) 平等な自由の原理、(2a) 格差原理、(2b) 機会均等の原理

・ 経済的自由主義に対して政治的自由主義を擁護する (ムフ)

・ リベラリズム (政治的自由主義、平等主義)

個人と共同体との関係性

善 (特定の伝統に基づく) の理念に依存しない正義論の構築

相対主義や独断論を回避する

善に関する種々の競合する構想の多元性を尊重すること。正義の諸原理は、善に関するいかなる道徳的、宗教的ないし哲学的構想からも独立した形で導出されねばならない。

善 (good) に対する正 (right) の優位性

5. 議論の組み立て

1) 社会契約説に基づく形式的・手続き的な正義概念

2) 原初状態の仮説・無知のヴェール

3) 社会正義の基準 (二つの原理)

平等な市民権と所得・富の分配が定める地位

4) 正義の諸原理の正当性

6. 契約が行われる原初状態 (仮説)・無知のヴェール (Veil of ignorance)

・ 「正義の環境」 (その下で人間の協力が可能になり、かつそれが必要とされる正常な状況) において討論されるべき正義の原理の形式的な条件

一般性、普遍性、公示性、順序づけ、最終性

・ 正義の環境におかれた当事者が知るべき情報の範囲

当事者間の差異は知られておらず、人々は等しく合理的で、類似した状況にあるため、各人は同じ論拠に基づいて正義の構想を確信することになる。原初状態での合意を、任意に選ばれたある一人の人間の観点から眺めることが出来る。彼らには、お互いの境遇をねたみや優越感を抱くことなく、各自の暮らし向きの改善だけを冷静に合理的に推進するという動機付けが付与される。

社会についての一般的な事実と情報は仮定するが、個別的な情報は各人にはわからないものとする。各人の選択が公平であるためには、各人が持つ特定の能力や才能、あるいは社会の中での特定の地位に依存する選択であってはならない。個別情報を伏せる。

・合理的選択

正義の原理を社会正義に対するマキシミン解（不確実な選択状況において最悪の事態を最大限改善する方策である「マキシミン・ルール」maximin rule、を採った場合の解答）と解釈する。

選択肢の中から特定のものが選ぶ場合、それぞれの選択肢を選んだときに想定される最悪の結果を比較し、その中で一番ましな選択肢を選ぶ。その結果、正義の二原理が合理的に選ばれる。2a の格差原理があることによって、自分が社会の中で最も不利な立場に置かれたとしても、その結果を受け入れられる。

↓

手続き的正義：社会の中での善悪の配分の問題が、正義の二原理にともなった手続きを遂行することによって、他の要因を考慮せずに決まる。正義の原理を満たす公平な社会体制においては、各人の行為の結果として生じた配分は、その体制と行為が正義の二原理を満たしていれば、公平な手続きに従って生じたものであるから、正義にかなう。

cf. 功利主義：正義に先立つより基本的な目的（最大幸福）があって、それと事実関係に基づいて正義にかなった配分がきまる。

7. 社会正義の基準

第一原理が第二原理に先行する。

問題は第二原理の解釈。

「全員の利益」：効率性原理（パレート最適）と格差原理

「全員に平等に開かれている」：才能に開かれた職業選択の平等と公正な機会均等

(1) それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化すること。

格差原理：個人間の比較は「どれほど多くの社会的な基本財が入手できそうか」といった予想からなされる。この比較によって、最も不遇な立場にある代表的人物が識別できる。生まれつきの才能の分配状態を共通の資産と見なし、この分配がもたらす便益を分かち合おうとする合意を表す（「友愛」の自然的な意味）

(2) 公正な機会の均等という条件のもので、すべての人に開かれている職業や地位に付随するものでしかないこと。

8. 正義論の正当化：反照的（反省的）均衡(reflective equilibrium)

体系的整合性と熟慮された価値判断(considered convictions)との調和

正義の二原理を核とする正義論全体の正しさは、問題の分野での「データ」を包括的に説明できるということから判断されねばならない。その「データ」にあたるのが、「熟慮された価値判断」である。これらすべて（少なくとも大部分）を包括し、一つに体系

化できる規範的理論ができたなら、その理論は正しいと見なす十分な理由がある。理論とデータとの突き合わせによってお互いを修正しあう入念な手続きの結果、全体的な調和が得られたら、この「反照的均衡状態」から、理論全体の正当化が得られる。

熟慮された価値判断(しっかりした道徳判断)

広く共有された道徳的確信や常識道徳を言語的に定式化した「処世の格言」などが含まれる。たとえば、「宗教上の不寛容や人種差別は、正義にもとる」という判断。

<参考文献>

1. 寺崎峻輔他編『政治論の諸相』法律文化社。
2. 内井惣七『自由の法則 利害の論理』ミネルヴァ書房。
3. John Rawls, *A Theory of Justice* (original edition), The Belknap Press, 1971.
『正義論』紀伊國屋書店。
, *Justice as Fairness. A Restatement* (ed. by Erin Kelly), The Belknap Press, 2001.
, *Political Liberalism*, Columbia University Press, 1993.
4. 川本隆史 『現代倫理学の冒険——社会理論からネットワークキングへ——』創文社。
『ロールズ——正義の原理』講談社。
5. 井上達夫 『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム——』創文社。
『共生の作法——会話としての正義——』創文社。

(4) 契約と社会契約

- ・ Covenant : 民族から普遍・正義へ
- ・ Contract : 自然(自由・平等)から自由の制限によって市民社会的秩序へ
共同性の成立についての二つの構想
↓
 - ・ 民族と市民社会(多元的)の差異、しかし、近現代において、民族と国民は同一視される傾向がある。塩川伸明『民族とネイション——ナショナリズムという難問』岩波新書。
 - ・ 民族が虚構であるすれば(積極的には物語的)、それは社会契約に接近するか?
小坂井敏晶『増補 民族という虚構』ちくま学芸文庫。
- ・ 改革派神学における契約神学
大木英夫『組織神学序説——プロレゴメナとしての聖書論』教文館。
第七章 契約論的組織